

相談窓口・お役立ち情報

オススメ 弁護士による「養育費等についての無料法律相談」



養育費・離婚・親権・親子交流・慰謝料・財産分与などのお悩みを弁護士に相談できます。

- ・月1～2回 木曜日に実施、1日4件の相談枠があります。
- ・相談時間は対面で45分間です。(原則1回まで)

場所 柏市役所別館3階 こども福祉課

予約 先着・事前予約制 04-7167-1595(直通)



法律相談
(柏市ホームページ)

オススメ 専門相談員による「母子・父子自立支援相談」



離婚・養育費・お子さまの進学就労・資格・生活に関する事など、ひとり親家庭の様々なお悩みを専門相談員(母子・父子自立支援員)に相談できます。

面談予約・相談専用ダイヤル 04-7167-1455(直通)

平日9:00～16:00(12:00～13:00をのぞく) ※予約優先

ひとり親サポートメール

各種手当の支給日やお手続きのご案内、民間団体で実施している奨学金など、ひとり親家庭に役立つ情報をお届けしています。

登録方法 右の二次元コード読み取り、空メールを送信
または「kodomofukushi@emp-sa.smart-lgov.jp」へ空メールを送信



ひとり親サポートガイド(小冊子)

相談窓口・サービス・進学に係る給付金制度など、様々な情報を掲載しています。
柏市ホームページで公開しているほか、柏市役所こども福祉課窓口や沼南庁舎、各出張所でも配布しています。



サポートガイド
(柏市ホームページ)

離婚を考えているかたへ こどもの養育費 編



お子さまと健やかな生活のために

- ひとり親になるかた(なったかた)がまず不安になるのは、《お金》のことではないでしょうか。ご自身の生活費はもちろん、こどもが自立するまでの生活費・医療費・教育費用などをどう工面すればいいか悩むかたが大変多くいらっしゃいます。このリーフレットでは、**知っておきたい《養育費》**について解説していきます。

養育費受取りのルールが変わりました

- 令和8年4月1日施行した「民法等の一部を改正する法律」により、離婚後に父母2人ともが親権を持つ「共同親権」、1人だけが親権を持つ「単独親権」のいずれかを選択ができるようになりました。
- 養育費の取決めに基づく民事執行手続が容易になり、取決めの実効性が向上します。養育費の取決めがない場合にも、暫定的な養育費(法定養育費)を請求することができる制度が新設されました。



(柏市ホームページ)

離婚のあと、養育費のこと

- こどもが自立するまでの生活費・医療費・教育費用などのお金を《養育費》といいます。教育費だけでも、公立の小～中～高～大卒に係る費用で約903万円必要といわれています。
(令和3年度子供の学習費調査(文部科学省)・令和3年度教育費負担の実態調査結果(日本政策金融公庫))
- 裁判所では、こどもの人数やそれぞれの収入によっておおよその金額を示しています。こどもの人数や年齢、別れる夫・妻の年収によって金額が異なります。

例

妻(パート) 年収100万円 子1人・3歳	と	夫(会社員) 年収500万円	子が大学卒業するまで 子と一緒に暮らす妻の 口座に夫が振り込む場合	毎月5万円 ×19年間 =1,140万円
-----------------------------	---	-------------------	---	----------------------------



養育費算定表
(裁判所HP)

1. 法定養育費・公正証書等

令和8年4月1日施行した「民法等の一部を改正する法律」により、養育費を確実に受け取れるように新たなルールの創設やルールの見直しが行われました。

法定養育費

- 離婚時に養育費の取り決めがなくても、取り決めるまでの間、子どもと暮らす親が他方の親へ、子ども一人あたり月額2万円の養育費を請求できる制度です。離婚後も子どもの生活が守られるよう、養育費が決まるまでの暫定的・補完的なものとして設けられました。

先取特権

- 民法の改正により、「先取特権」と呼ばれる優先権が与えられます。文書で養育費の取り決めをしていれば、支払いが滞った場合にその文書をもって一方の親の財産を差し押さえる申立てができるようになりました。差し押さえをより確実にするため、公正証書を作成しておく安心です。

離婚前に決めたことは書面に残そう

- 離婚をする場合に決める内容には、子どもの親権や養育費、子どもと会う機会(親子交流)、財産分与、慰謝料などがあります。
- 両親で話し合って取り決めた内容は、**書面として残すことが大切です**。離婚に関する条件を公正証書として作成することで、法的な強制力が生まれ、養育費の支払いについて安全性を高めることができます。

公正証書ってなに？

- 公正証書とは、公正役場の公証人が作成する公文書のことです。離婚の場合には、離婚条件(決めたこと)をまとめた書類を作成します。原本は公証役場で保管するため、時間が経っても**紛失のおそれがなく、離婚協議書の改ざんなどのトラブルも防げます**。

公証人・・・公務員。その権限に基づき文書を作成する者
公文書・・・公務員が作成した文書
公証役場・・・公証人が公正証書等の文書を作成する機関
柏市には柏公証役場(柏市東上町7-18 柏商工会議所5階)があります▶▶▶ 柏公証役場



- 公正証書作成には費用がかかります。柏市ではその費用の補助をしています。詳しくは次ページをご覧ください。

作成費用の参考:17,000円(目的の価額500万円を超え1,000万円以下の場合)



まずは相談してみよう

- 柏市では、弁護士や相談員への無料相談を用意しています。何から始めたらいいか、専門知識をもつ相談員や弁護士に相談して、少しずつ不安を減らしていきましょう。詳しくは裏面をご覧ください

2. ひとり親家庭へのお金の支援・補助



養育費をきちんと受け取るために

柏市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金

公正証書作成には費用がかかります。この補助金をぜひご活用ください。

公正証書・調停調書作成費用の補助 上限17,000円

公証人手数料または家庭裁判所の調停申し立てにかかる費用(収入印紙、連絡用の切手代)を補助します



養育費保証契約費用の補助 上限50,000円

保証会社と養育費保証契約を締結するときに保証料が必要となります。その初回保証料を補助します



対象者

補助金の申請日時点で柏市に居住し、住民基本台帳に記録をされ、かつ、次の要件をすべて満たすかた

- ① 児童扶養手当の支給を受けているかた又は同様の所得水準にあるかた
- ② 養育費の取り決めの対象となる子どもを現に扶養しているかた
- ③ 養育費の取り決めに係る経費を負担したかた
- ④ 養育費の取り決めに係る債務名義を有しているかた
- ⑤ 過去に同一区分の補助金を交付されていないかた



詳しくは↑
(柏市ホームページ)



子育て中の生活を応援！

児童扶養手当

ひとり親家庭等(18歳に達する日の以後の3月31日(障害児は20歳)までのお子さまを養育しているひとり親家庭等)の生活安定や自立を支援するため、手当を支給します。(所得制限あり)



詳しくは↑
(柏市ホームページ)



ご自身や子どもが病院に行くときに

ひとり親家庭等医療費等助成制度

ひとり親家庭等のお子さまと保護者等が支払う医療費のうち、保険診療分の全部または一部を助成します。(所得制限あり)



詳しくは↑
(柏市ホームページ)

★ひとりで悩まないでください★

★その他の制度のご案内も含めて、まずは子ども福祉課にお問い合わせください★